

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成30年 3 月 30 日

金 曜 日

号 外(24)

## 目 次

### 規 則

○公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

1

## 規 則

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第26号

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人富山県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成27年富山県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 6 条から第 8 条までを削る。

第 5 条の見出し中「記載事項等」を「届出」に改め、同条第 1 項中「法第27条第 1 項に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、」を「法人は、法第 27 条第 1 項前段の規定により年度計画（同項に規定する年度計画をいう。以下この条及び第21条第 1 号において同じ。）を届け出るときは、届出書に」に、「記載しなければならない」を「記載した年度計画を添付して、知事に提出しなければならない」に改め、同条を第 7 条とし、第 4 条を第 6 条とする。

第 3 条第 1 項中「により中期計画」の次に「（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第 5 条とする。

第2条各号列記以外の部分中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

(監査報告の作成)

**第2条** 法第13条第4項後段の規則で定める事項は、この条に定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第1号並びに第5項第3号及び第4号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事その他これに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 監事の監査の方法及びその内容

(2) 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び法第25条第1項に規定する中期目標（第14条第1項及び第21条第2号において「中期目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

(3) 法人の役員の仕事の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

(4) 法人の役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(6) 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

**第3条** 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき知

事に提出する書類とする。

第9条を第8条とする。

第10条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業報告書の作成)

**第11条** 法第34条第2項に規定する当該事業年度の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 法人に関する基礎的な情報

ア 目標、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要

イ 事務所の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 在学する学生の数

オ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

カ 職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）

(2) 財務諸表の要約

(3) 財務情報

ア 財務諸表に記載された事項の概要

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

(5) その他事業に関する事項

第12条の見出し中「財務諸表」の次に「等」を加え、同条中「第34条第4項」を「第34条第3項」に改める。

第15条中「第40条第6項」を「第40条第5項」に、「以下」を「以下この条及び次条において」に改める。

第18条の次に次の3条を加える。

(内部組織)

**第19条** 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長又は学長の直近下位の内部組織（次項において「現内部組織」という。）として次に掲げるものであって、再就職者（同号に規定する再就職者であって、離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前5年間に在職していたものとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 富山県立大学

2 直近7年間に存し、又は存していた理事長又は学長の直近下位の内部組織として前項各号に掲げるものであって、再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を他の現内部組織が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督の地位）

**第20条** 法第56条の2第2号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、法人の教育研究上の重要な組織の長、法人の給与の支給基準に基づき管理職手当の支給を受ける地位又はこれらに準ずる地位として法人が定めるものとする。

（業務実績報告書）

**第21条** 法第78条の2第2項に規定する報告書には、次の各号に掲げる報告書の区分に応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(企画調整室)

---

